

# 生徒指導規程

福山市立鳳中学校

## I 校則に関すること

### 第1章 総則

第1条 この規程は本校の教育目標を達成するためのものであり、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を本校生徒と教職員が共に協議し作成したものである。

### 第2章 生活規則

#### 第1条 服装等に関する規則

##### 1 制服等

制服は学校の象徴である。正しく着こなし、変形・着崩しはしない。

詳しくは、「着こなしポスター」を参照。

その他の携行品などについては以下の通り。

- (1) 名札は本校所定の名札とし、左胸部へ安全ピンでとりつける。
- (2) 上履きは本校規定のものとする。
- (3) 通学カバンは本校規定のものとする。
- (4) ピアスや、イヤリング、ネックレスなどは着用しない。
- (5) 夏季における登下校中の小型扇風機の使用は可とする。校舎内で使用はしない。
- (6) 冬季におけるベスト・セーター・カーディガンの着用は認める。(無地で黒・紺色とする)その時は、必ず上着を着用する。また、ベストやセーターなどが上着の下からはみ出さない様にする。
- (7) 冬季における手袋・マフラー・タイツの着用は可とする。それらは華美でないものとし、手袋・マフラーについては校舎内では着用しない。
- (8) 冬季におけるウィンドブレーカー等の防寒着は、黒紺を基本とした華美でないものを着用し登下校してもよい。校舎内では着用しない。(部活動で購入したものは着用可とする。)

(9) 登校時は制服とする。

※行事等の特別な場合は除く。

#### 【制服の移行期間】

夏服及び合服…5月から

冬服…11月から

上記は目安とするが、気候や体調を踏まえて個人で判断し移行する。

#### 第2条 頭髪等に関する規則

- 1 男女ともに清潔でさっぱりした、髪型を目標とする。
- 2 詳しくは「着こなしポスターを参照」

#### 第3条 その他の規則

- 1 携帯電話、時計、化粧道具、その他不必要な遊具や現金をもってこない。ただし、定期試験においては腕時計の使用を認める。使用できる腕時計は、時計機能のもののみとする。
- 2 8時30分、HRに着席する。
- 3 自転車通学及びバス通学は原則として不可とする。
- 4 登校後は無断で校外に出ない。
- 5 アルバイトは原則禁止する。家庭の事情等で行う時は保護者から学校に申し出る。

## II 生徒指導方針に関すること

本校は、安全で落ち着いた学習環境をつくるために、次のような方針で指導にあたる。問題行動に対しては、毅然とした対応と丁寧な指導を行う。

### 1 授業エスケープや大幅な遅刻等があった場合

- ・出席しているのに授業にいない場合は、教職員等で探し、教室に入れるよう取り組む。
- ・授業遅刻や授業エスケープの場合は、教科担任が授業記録に状況を記録し、学級担任と連携をとる。学級担任は、授業記録をもとに、本人への指導と保護者に連絡を取る。

- ・上記の行動が続く場合、また、指導が入らない場合は、家庭に連絡し、場合によっては、直ちに保護者の来校を求める。

## 2 喫煙行為があった場合

- ・校内での喫煙行為やタバコ等の所持に対しては、ただちにタバコ・ライター等を預かり、別室で事実を確認する。
- ・事実確認の後、家庭に連絡し、保護者に来校を求め、今後の生活についての話し合いをもち、家庭での協力をお願いしながら指導を継続する。
- ・指導が入らない場合、また、喫煙行為を繰り返す場合は、警察とも連携を取り、指導を継続する。
- ・登下校時や校外生活での喫煙行為についても、同様の指導を行う。

## 3 暴力行為・金品強要があった場合

- ・生徒間でのけんかや暴力行為があった場合や金品強要に対しては、加害、被害の両者から事実確認を行い、指導する。背景やけがの状況に応じて、双方の保護者に来校を求める場合もある。
- ・対教師暴力については、警察等、関係機関との連携を取る。

## 4 不要物の持ち込みがあった場合

- ・担任が預かり、二度と持ち込まないことを確認し、保護者に連絡して返却する。あわせて、家庭での指導も願う。
- ・場合によっては学校で処分することもある。

## 5 器物破損があった場合

- ・該当生徒が明らかな場合は、家庭に連絡する。弁償や修理については、状況により判断するが、基本的には弁償してもらう。保護者の来校を求め、警察等、関係機関と連携を取ることもある。

## 6 窃盗行為があった場合

- ・加害生徒の保護者に来校を求め、被害者への弁償とともに、謝罪を求める。警察に補導された場合は、保護者で本人を迎えに行ってもらおう。

## 7 上記以外のことについて

- ・度重なる指導にも関わらず改善の方向が見られない場合は、本人と保護者に来校を求め、一定期間の個別指導等の対応を行う旨を伝える。

## Ⅲ 特別な指導に関すること

- 1 特別な指導とは、自分の教室を離れ、個別で学習等をしながら自己の行動を振り返らせる指導である。
- 2 次の問題行動を起こした生徒で、教育上必要と認められた場合に特別な指導を行う。
  - (1) 校内で法令・法規等に違反する触法行為
  - (2) 校則等の違反を繰り返す行為
- 3 特別な指導が必要と判断した場合は、保護者に来校を求め、家庭訪問を行い、個別指導に至った経緯や指導内容の説明を行う。
- 4 指導内容
  - (1) 問題行動の事実確認
  - (2) 今までの生活反省・振り返り
  - (3) 今後の生活・学習面への取り組み決意
  - (4) ボランティア活動等
  - (5) 本人・保護者との面談
- 5 期間
  - ・原則、1～3日間程度とするが、本人への指導内容・効果により、短縮・延長する場合もある。
- 6 事後指導
  - ・特別な指導終了後、校長に今後の学校生活(学習面・生活面)の努力目標を約束し、教室での学習を再開する。1カ月を目安に追指導を行う。

## Ⅳ ネットやSNSに関わること

携帯電話、スマートフォン、タブレット等については家庭での管理やルール作りを行う。

2021年(令和3年)1月15日一部改定  
2021年(令和3年)9月1日一部改定  
2023年(令和5年)4月1日一部改定  
2023年(令和5年)12月5日一部改定